

鈴鹿市建設工事に有資格業者 各位

**建設業者格付基準、建設工事発注基準及び建設工事に係る共同企業体取扱要綱
の見直しについて**

令和6年度建設業者格付基準、建設工事発注基準及び建設工事に係る共同企業体取扱要綱について、次のとおり見直しを行います。建設工事発注基準及び建設工事に係る共同企業体取扱要綱については、令和6年6月1日以降に公告する案件から適用します。

1. 建設業者格付基準

- (1) 土木一式において、最上位A等級をA1等級とA2等級に分別し、技術者要件の変更及び技術者の実績要件を追加します。

令和5年度（現行）

等級	資格総合点数	技術者要件	許可要件
A	900点以上	1級3名以上	特定



令和6年度以降

等級	資格総合点数	技術者要件	許可要件
A1	950点以上	1級5名以上 うち3名の公共工事の主任技術者の実績	特定
A2	900点以上 950点未満	1級3名以上 うち1名の公共工事の主任技術者の実績	特定

- (2) 舗装A等級において、技術者の実績要件を追加します。

令和5年度（現行）

等級	資格総合点数	技術者要件	許可要件
A	800点以上	1級2名以上	特定



令和6年度以降

等級	資格総合点数	技術者要件	許可要件
A	800点以上	1級2名以上 うち1名の公共工事の主任技術者の実績	特定

2. 建設工事発注基準、建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(1) 土木一式において、A1等級とA2等級の新設に伴い、発注金額の範囲を見直します。

- ・建設工事発注基準（土木一式）

令和5年度（現行）

等級	設計金額
A	2,000万円以上（支店は1億円以上）



令和6年度以降

等級	設計金額
A1	3,000万円以上（支店は3億円以上）
A2	2,000万円以上1億5,000万円未満

- ・建設工事に係る共同企業体取扱要綱（土木一式）

令和5年度（現行）

設計金額
2億円以上



令和6年度以降

設計金額
3億円以上

(2) 建築一式工事において、特定建設工事共同企業体が施工する工事の金額を引き上げます。

- ・建設工事に係る共同企業体取扱要綱（建築一式）

令和5年度（現行）

設計金額
3億円以上



令和6年度以降

設計金額
5億円以上

※設計金額は、消費税及び地方消費税を含みます。